◎新潟県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年１月８日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　上越糸魚川自転車道線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
糸魚川市大字中宿字川原 2137 番１から 同市大字中宿字川原560番２まで	新	5.5～36.0メートル	83.8メートル
	旧	6.8～39.8メートル	83.8メートル